明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務一一）　一
○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　三
〔告示〕
○国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号及び第三号に規定する財務大臣が定める療養を定める件を廃止する件（財務三六）　六
○厚生労働大臣が定める現物給与の価額の全部を改正する件（厚生労働三六）　六
〔資料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十三年度平成二十三年十一月分）（財務省）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係　二
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター平成二十二事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社工事区間変更、首都高速道路株式会社都市計画事業、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失・指定法の付記関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○財務省令第十一号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の五及び第十一条の三の六の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣　安住　淳

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の三第一項中「食事療養をいう。」の下に「第百五条の五の二第七項並びに」を加える。

第九十九条の四第一項中「生活療養をいう。」の下に「第百五条の五の二第七項並びに」を加える。

第百一条中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該薬局から組合員証の提出を求められたときは、当該処方箋及び組合員証を（その者が法第五十五条第二項又は第三号の規定の適用を受ける場合には高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

第百五条第一項中「第百五条の五の三第四項及び第五項において」を「以下」に、「第九十九条第一項」を「第九十九条及び第百一条」に改め、「、同条第二項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と」を削る。

第百五条の五の二第七項中「法第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から令第十一条の三の六第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（食事療養及び生活療養並びに令第十一条の三の四第一項第一号に規定する組合員又はその被扶養者が同条第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。第百五条の七の二第五項及び第百五条の九第五項において同じ。）」に、「同項又は同条第三項」を「令第十一条の三の六第一項又は第三項から第五項まで」に改める。

第百五条の七第一項中「同号」を「令第十一条の三の四第一項」に、「について減額の認定を受けた」を「又は生活療養標準負担額について減額がある」に改め、同条第二項中「第十一条の三の五第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第十一条の三の四第三項又は第四項」に改め、「第十一条の三の六第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三項中「第十一条の三の五第三項第四号」の下に「（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第十一条の三の四第三項又は第四項」に改め、「第十一条の三の六第一項第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第百五条の七の二の見出しを「（限度額適用の認定）」に改め、同条第一項中「又はロに規定する財務省令で定めるところにより組合の認定」を「若しくはロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）の規定による組合の認定又は同条第四項若しくは第五項の規定による組合の認定（令第十一条の三の五第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）」に改め、同条第三項第五号を次のように改める。

五　令第十一条の三の六第一項第一号イに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第一号に掲げる者に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第一項第一号ロに掲げる者が令第十一条の三の五第一項第二号に掲げる者に該当しなくなつたとき又は令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき若しくは令第十一条の三の六第四項若しくは第五項の規定により令第十一条の三の五第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなつたとき。